

市川町空き家活用支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市川町内（以下「町内」という。）の空き家に居住しようとする者又は町内の空き家を所有し賃貸住宅として活用しようとする者に対し補助金を交付することにより、空き家の有効活用と適正な維持管理による空き家の解消を促進し、もって地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「空き家」とは、人の居住の用に供する建築物であつて、現に人が居住又は使用していない建築物をいう。ただし、総務省統計局が実施している住宅・土地統計調査で定義されている空き家のうち、二次的住宅、賃貸用の住宅、売却用の住宅を除く。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 町内の空き家に10年以上居住しようとする者
- (2) 町内の空き家を所有し、かつ、10年以上賃貸住宅として活用しようとする者。ただし、不動産販売又は不動産貸付を業とする者を除く。
- (3) 町内の空き家を10年以上事業所として活用しようとする者。ただし、不動産販売又は不動産貸付を業とする者を除く。

(交付対象となる空き家)

第4条 補助金の交付の対象となる空き家は、個人が居住を目的として建築し、かつ、現に居住していない一戸建ての空き家とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、空き家を住宅又は事業所として活用するために必要な改修工事に要する経費（兵庫県の空き家活用支援事業の対象となるものに限る。）とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の表の左欄に掲げる区分ごとに、同表中欄に掲げる率を乗じて得た額とし、同表右欄に掲げる額を上限とする。この場合において、当該額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

補助対象経費区分	補助率	補助金限度額
300 万円以上	3 分の 2	200 万円
200 万円以上 300 万円未満	3 分の 2	150 万円
100 万円以上 200 万円未満	3 分の 2	100 万円

(交付申請)

第 7 条 前条に規定する補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、空き家活用支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書（様式第 2 号）
- (2) 実施計画書（様式第 3 号）
- (3) 工事費内訳表（様式第 4 号）
- (4) 工事費見積明細書
- (5) 建物図面（付近案内図、配置図、平面図）
- (6) 土地・建物の登記事項証明書
- (7) 誓約書（様式第 5 号）
- (8) その他町長が必要と認める書類

(交付決定等)

第 8 条 町長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、当該申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定（以下「交付決定」という。）し、空き家活用支援事業補助金交付決定通知書（様式第 6 号）により申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、その理由を付して、空き家活用支援事業補助金却下通知書（様式第 7 号）により申請者に通知するものとする。

(変更申請)

第 9 条 前条第 1 項の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定対象者」という。）は、申請内容を変更しようとするときは、空き家活用支援事業補助金変更交付申請書（様式第 8 号）に、必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、当該申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の変更を決定し、空き家活用支援

事業補助金変更交付決定通知書（様式第 9 号）により、交付決定対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第 10 条 交付決定対象者は、事業が完了したときは、空き家活用支援事業補助金実績報告書（様式第 10 号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに町長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第 11 号）
- (2) 実施報告書（様式第 12 号）
- (3) 領収書及び工事契約書の写し
- (4) 事業完了写真
- (5) 賃貸住宅又は貸事業所として活用する場合は、賃貸借契約書の写し。ただし、入居者が未定の場合は、賃貸借契約書の案及び入居者募集広告
- (6) その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 11 条 町長は、前条に規定する実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、当該実績報告が適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、空き家活用支援事業補助金交付決定通知書（様式第 13 号）により、交付決定対象者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 12 条 町長は、前条に規定する補助金の額を確定した後、補助金を交付するものとし、交付決定対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、空き家活用支援事業補助金交付請求書（様式第 14 号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第 13 条 町長は、交付決定対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容に違反したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

2 町長は、補助金の交付の決定を取り消したときは、空き家活用支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第 15 号）により、交付決定対象者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 14 条 町長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、すでに補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。